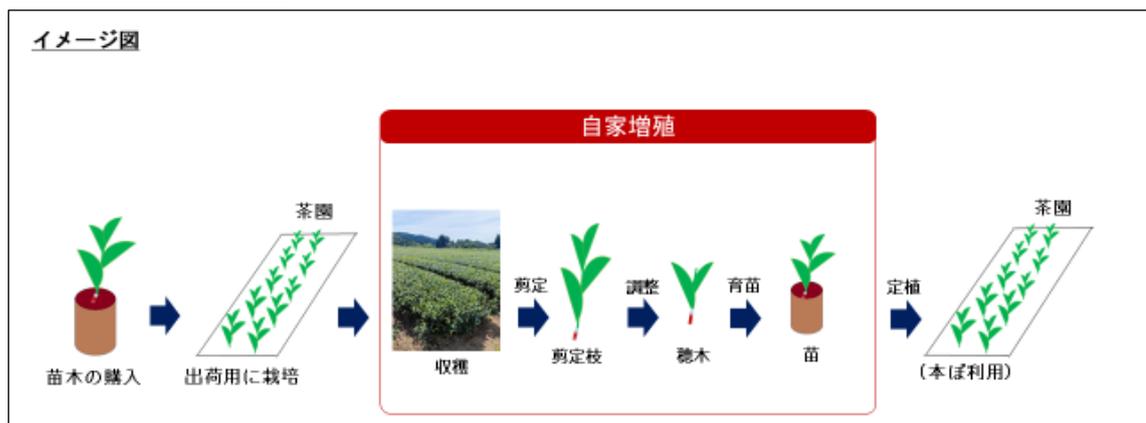


## 改正種苗法に伴う熊本県育成「茶」品種の自家増殖許諾方針

令和4年4月1日より、改正種苗法に伴い、登録品種の自家増殖に育成者権の効力が及ぶこととなりました。熊本県育成茶品種の取扱いにつきましては、以下並びに一覧表をご確認ください。

### 茶【熊本 TC01（出願公表）】

○収穫開始後の樹から穂木を採取し、挿し木により育苗をする行為が「自家増殖」にあたります。



○茶での自家増殖は新品種の導入初期等に行われる可能性があることから、自家増殖を認めます。

○ただし、自家増殖を行う場合は、事前に熊本県に対して別途届出が必要となります。(様式は、HP掲載)

また、届出時の自家増殖計画から実績に変更がある場合は、自家増殖変更届出書を提出してください。(様式は、HP掲載)

なお、自家増殖を行う場合には、遵守事項を守ってください。

**遵守事項** (自家増殖を行う場合は、遵守事項を守ってください。)

- 自家増殖により得た種苗は、有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- 当該登録品種の種苗を県外に持ち出さないこと。
- 自家増殖を行う際は、登録品種の特性を損なう事のないよう、種苗を適切に選別し利用すること。
- 増殖した種苗のうち種苗として利用しなかった場合は、遅滞なく廃棄すること。
- 自家増殖について、県が調査する必要がある場合には、協力すること。